

公益財団法人横浜市消費者協会個人情報の保護に関する要綱

制 定 平成24年12月20日

最近改正 平成29年 6月30日

(目的)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨にのっとり、公益財団法人横浜市消費者協会（以下「協会」という。）定款第43条第2項の規定に基づき、協会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく特定個人情報の取り扱いについては、公益財団法人横浜市消費者協会特定個人情報の適正な管理に関する要領に別途定める。

(定義)

第2条 この要綱において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（音声、動作その他の方法を用いて表された場合を含む。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この要綱において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

3 この要綱において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして 政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この要綱において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

- 5 この要綱において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 6 この要綱において「保有個人データ」とは、協会が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- 7 この要綱において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(協会の責務等)

第3条 協会は、「個人情報保護法」第3条の理念に基づき、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 協会は、その従業者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第4条 協会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

- (1) 協会の名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は公益財団法人横浜市消費者協会の保有する保有個人データ開示等の請求に関する要綱の規定による請求に応じる手続（手数料の額を含む。）
- (4) 当協会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

- 2 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- (3) 協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(利用目的の特定)

第5条 協会は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(適正な取得)

第6条 協会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 協会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(データ内容の正確性の確保等)

第8条 協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(利用目的による制限)

第9条 協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第5条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 協会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第10条 協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(外国にある第三者への提供の制限)

第11条 協会は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

(委託先の監督)

第12条 協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(苦情の処理)

第13条 協会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 協会は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、専務理事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 財団法人横浜市消費者協会個人情報の保護に関する規程第23条第1項の規定に基づくこの要綱の施行日前の保有個人情報の開示については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の公益財団法人横浜市消費者協会個人情報の保護に関する要綱は、施行日以降の本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止について適用し、施行日前の本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の公益財団法人横浜市消費者協会個人情報の保護に関する要綱は、施行日以降の本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止について適用し、施行日前の本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の公益財団法人横浜市消費者協会個人情報の保護に関する要綱は、施行日以降の本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止について適用し、施行日前の本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月30日から施行する。